

該当ページ	該当箇所	追補箇所								
歯周病患者画像活用指導料（略称誤り） ※全頁共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病患者画像活用指導料（P画像）</li> <li>・P画像1</li> <li>・P画像2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病患者画像活用指導料（P画像）</li> <li>・P画像1 口画像</li> <li>・P画像2 顕画像</li> </ul>								
P16 医科歯科連携関係の変更点（4）5行目	口腔連携加算600点	口腔管理連携加算600点								
P16 ベースアップ評価料は引き上げに表中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">訪問</td> <td>同一建物 居住者</td> </tr> <tr> <td>診療時</td> <td>同一建物 居住者以外</td> </tr> </table>	訪問	同一建物 居住者	診療時	同一建物 居住者以外	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">訪問</td> <td>同一建物 居住者以外</td> </tr> <tr> <td>診療時</td> <td>同一建物 居住者以外</td> </tr> </table>	訪問	同一建物 居住者以外	診療時	同一建物 居住者以外
訪問	同一建物 居住者									
診療時	同一建物 居住者以外									
訪問	同一建物 居住者以外									
診療時	同一建物 居住者以外									
P56 新製有床義歯管理料 解説8	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合で、同月に歯リハ1（1）を算定した場合、同月内でも義管とT.コンデを併算できることになった（P100参照）。	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合で、同月に歯リハ1（1）を算定した場合、同月内でも義管とT.コンデを併算できることになった（P100参照）。								
P63 歯科訪問診療料 表中	※医科・歯科それぞれ厚生労働大臣が定めた施設基準を満たすこと（届出不要）	※医科・歯科それぞれ厚生労働大臣が定めた施設基準を満たすこと（歯科は届出不要）								
P69 在宅歯科栄養サポートチーム等指導料 解説4表下	・ 在宅療養管理指導費との給付調整あり	一 在宅療養管理指導費との給付調整あり								
P76 口腔粘膜湿度検査 解説5	放射線治療や化学療法を原因とした口腔乾燥を来している患者の病名については「口腔乾燥症」以外のものを摘要欄に記載する。	放射線治療や化学療法を原因とした口腔乾燥を来している患者の病名については「口腔乾燥症」以外のものを摘要欄に記載する。								
P82 摂食機能療法 解説	摂食機能療法の内容が明記された。	摂食機能療法の内容が明記された。 <u>歯科医師の指示のもと歯科衛生士が、</u>								
P82 歯科口腔リハビリテーション料1 解説5	これまでではティッシュコンディショニングを行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は同月でも有床義歯床下粘膜調整処置と歯リハ1（1）が併算定できたが、有床義歯の床裏装を予定している場合のみ併算定できることになった。義管も併せて算定できる。	これまでではティッシュコンディショニングを行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は同月でも有床義歯床下粘膜調整処置と歯リハ1（1）が併算定できたが、有床義歯の床裏装を予定している場合のみ併算定できることになった。義管も併せて算定できるようになった。								
P100 有床義歯床下粘膜調整処置 解説	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は、	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は、								
P137 チタンブリッジ 解説4表中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">内面処理加算1</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">+110点</td> </tr> </table>	内面処理加算1	+110点	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">内面処理加算1</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">+110点</td> </tr> </table>	内面処理加算1	+110点				
内面処理加算1	+110点									
内面処理加算1	+110点									
P140 3次元プリント有床義歯 解説5	製作後の義歯修理や再製作などは、有床義歯の例により算定する。	製作後の義歯修理や再製作床裏装などは、有床義歯の例により算定する。								

P173 口腔管理体制強化加算 通知 (12)	令和8年5月31日までの間,	令和8-9年5月31日までの間,
P218 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に係る概要 1の(1)	上から2つめのまるポチ ・・・「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5に関する施設基準」の届出が必要となる。届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。	・・・「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5に関する施設基準」の届出が必要となり、 <u>下記囲みの①の場合は、届出添付書類の様式95内のベアⅠの注5の評価項目にもチェックする、②の場合は届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。</u>
P218 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に係る概要 1の(1)	上から3つめのまるポチ ・・・追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5および注6に関する施設基準」の届出が必要となる。届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。	・・・追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5および注6に関する施設基準」の届出が必要となり、 <u>上記囲みの①の場合は、届出添付書類の様式96内ベアⅡの注5および注6の評価項目にもチェックし、②の場合は届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。</u>
P218 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に係る概要 1の(2)	上から2つめのまるポチ ・・・施設基準」の届出が必要となる。届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。	・・・施設基準」の届出が必要となり、 <u>上記囲みの①の場合は、届出添付書類の様式95内のベアⅠの注5の評価項目にもチェックし、②の場合は届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。</u>
P218 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に係る概要 1の(2)	上から3つめのまるポチ ・・・追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5および注6に関する施設基準」の届出が必要となる。届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。	・・・追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5および注6に関する施設基準」の届出が必要となり、 <u>上記囲みの①の場合は、届出添付書類の様式96内のベアⅡの注5および注6の評価項目にもチェックし、②の場合は届出添付書類は様式98(届出様式P211)を使用する。</u>
P219 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の概要解説 2行目	同日に2回以上の再診料を算定する場合、その都度算定する。	同日に2回以上の再診料を算定する場合、その都度算定する。

最新の正誤表については、保団連HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。